

第 2 8 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

本件各処分に対する本件各審査請求は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、実施機関における行政文書公開決定等の判断方法に関する行政文書の公開請求に対する一部公開決定に係るものであり、本件各審査請求のいずれにおいても、本件各処分の対象となる文書の特定誤りを主張するものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

審査請求①	公開請求日	平成28年 2月 2日
	請求内容	みなと上下水道局は、支払い確認ができないとき、水道停止の通知は何日後に送付するかわかる文書の請求の公開決定通知は、どこのだれがどのようにして決定したか（以下「本件公開請求①」という。）
	決定通知日	平成28年 2月16日
	特定した行政文書の名称	行政文書公開請求（平成28年 1月 8日付請求・第27-2387号）の公開決定等について（27上総調第 380号）（請求にかかるもの）（以下「本件行政文書①」という。）
	決定内容	一部公開決定
	公開しない理由	条例第 7条第 1項第 1号に該当 当該行政文書に記載されている個人の氏名は特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
	審査請求日	平成28年 3月 3日
審査請求②	公開請求日	平成28年 2月 5日

	請求内容	名古屋市上下水道局みなと営業所が分割請求依頼を受付するとき、依頼者は何を提出すればよいかわかる文書の請求を非公開としたが、調査課独自の判断か、あるいは聴取したならどこの誰からか（以下「本件公開請求②」という。）
	決定通知日	平成28年 2月19日
	特定した行政文書の名称	・行政文書公開請求に対する文書の提出について(依頼) ・行政文書公開請求（一般文書）について（平成27年12月15日、16日、18日及び22日付請求・第27-2198～2200、2212～2213、2261及び2268～2270号）（請求にかかるもの）（以下これらを「本件行政文書②」という。）
	決定内容	一部公開決定
	公開しない理由	条例第 7条第 1項第 1号に該当 当該行政文書に記載されている個人の氏名及び住所は特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため。
	審査請求日	平成28年 3月 3日

第 4 実施機関の主張

弁明意見書における実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求①について

- (1) 本件公開請求①の「みなと上下水道局は、支払い確認ができないとき、水道停止の通知は何日後に送付するかわかる文書の請求の公開決定通知」とは、平成28年 1月 8日付け行政文書公開請求（以下「1月 8日付請求」という。）に対して、名古屋市上下水道局（以下「局」という。）が平成28年 1月22日付け27上総調第 380号で公開決定を行ったことを指す。
- (2) 局における情報公開事務については、調査課が所管しており、行政文書公開請求があった場合、調査課担当者は該当行政文書を所管していると思われる課室公所に対し、直接口頭（電話を含む。）で該当文書の有無等を確認した上で、請求内容等必要に応じて文書で照会している。
- (3) 1月 8日付請求に対する公開・非公開の決定にあたっては、調査課担当者が水道料金及び下水道使用料徴収を総括する料金課及び港営業所（以下「関係課公所」という。）に聴取を行った後、平成28年 1月14日付け文書にて関係課公所へ照会した。

この照会に対し、関係課公所から該当文書の提出があったことを受けて、平成28年 1月19日に調査課担当者が起案し、局長までの決裁及び市民経済局市政情報室の合議を経て、同月22日に決裁手続を終了し、該当文書を公開している。

- (4) 上記(3)のとおり、本件行政文書①の決裁欄には、起案者名及び最終決定者（局長）が記載されている。

2 本件審査請求②について

- (1) 本件公開請求②の「名古屋市上下水道みなと営業所が分割請求依頼を受付するとき、依頼者は何を提出すればよいかわかる文書の請求を非公開とした」とは、平成27年12月15日付け行政文書公開請求（以下「12月15日付請求」という。）に対して、局が平成28年 1月28日付け27上総調第 383-5号で非公開決定を行ったことを指す。

- (2) 局における情報公開事務については、調査課が所管しており、行政文書公開請求があった場合、調査課担当者は該当行政文書を所管していると思われる課室公所に対し、直接口頭（電話を含む。）で該当文書の有無等を確認した上で、請求内容等必要に応じて文書で照会している。

- (3) 12月15日付請求に対する公開・非公開の決定にあたっては、調査課担当者が水道料金及び下水道使用料徴収を総括する関係課公所に聴取を行った後、平成28年 1月 7日付け文書（以下「局内照会文書」という。）にて関係課公所へ照会した。

この照会に対し、関係課公所から文書不存在の回答があったことを受けて、12月15日付請求に対して非公開決定をしている。

- (4) 上記(2)のとおり、調査課担当者は、関係課公所に口頭で聴取後、局内照会文書にて確認しており、また、決裁時には関係課公所に合議をしている。口頭での聴取について文書は作成していないが、局内照会文書については、本件公開請求②に対して一部公開決定している。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分 of 取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件審査請求①について

かかる請求は公開決定通知にはない。だれが起案しだれが決定したかが不存在。

(2) 本件審査請求②について

調査課は聴取しておらず調査課の判断でもない。したがって公開通知は請求に対して文書ではない。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件行政文書①が本件公開請求①の対象となる行政文書に該当するか否か。

(2) 本件行政文書②が本件公開請求②の対象となる行政文書に該当するか否か。

2 本件行政文書①及び②（以下「本件各行政文書」という。）について

(1) 審査請求人は、審査請求の理由として上記第 5 2 のとおり主張している。

(2) 当審査会において、本件行政文書①を見分したところ、上記第 4 1 (4) において実施機関が主張するとおりの記載があり、本件公開請求①の趣旨を満たすものであると認められる。

(3) また、当審査会において、本件行政文書②を見分したところ、局調査課が営業所にどのように照会を行ったのか及び判断を誰が行ったのかについて記載があり、こちらも本件公開請求②の趣旨を満たすものであると認められる。

(4) 以上のことから、本件各行政文書に関して、審査請求人の主張は認められない。

3 したがって、本件各行政文書を、本件公開請求①及び②の対象となる行政文書として特定したことは、妥当である。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 3月25日	諮問書の受理
4月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
5月28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久